

令和8年10月3日

法人の場合は、社印又は代表者印、もしくは支払いの事実を証明できるものの印を押印して下さい。

支払者の所在地

支払者の氏名又は名称

支払者の代表者又は支払いの事実を証明することができる者の役職及び氏名

電話番号



記入例は、以下の場合を記載しています。

住宅手当：支給あり(月額2万円)

勤務開始日：令和8年3月以前から勤務

給与の支給が確定している月：令和8年9月まで確定

おり証明

【証明期間】（給与の支給が確定している月の証明になります）

・令和8年3月以前から勤務している場合の「証明期間」の始期は、「令和8年4月」と記入して下さい。

・令和8年9月に給与を支払うことが確定している場合、「証明期間」の終期は、「令和8年9月」となります。（例：8月時点で、9月に給与を支払うことが確定している場合は「9月」が終期となります。）

1 対象者

住 所	焼津市〇〇-△△番地□□□□101号室
氏 名	焼津 太郎

2 証明期間 令和8年4月から 令和8年9月

3 住宅手当等支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

ア 住宅手当

支給していない場合は、下記ア、イは記載不要です。

(ア) 取得費 円

(イ) 賃料（月額） 20,000円

支給対象（令和8年5月分から令和8年9月分の賃料に対し支給）

(ウ) 礼金 円

(エ) 共益費 2「証明期間」の範囲内で記載してください。

(オ) 仲介手数料 円

イ 引越し手当 円

(注)

1 証明期間とは、令和8年4月（対象者が令和8年4月以降に勤務を開始した場合は勤務を開始した月）から、この証明書の作成日現在給与等の支給が確定している月までの期間をいいます。

2 住宅手当とは、事業主が従業員に支払う賃料、礼金、共益費及び仲介手数料

3 引越し手当とは、事業主が従業員に支払う費用をいいます。

4 住宅手当支給状況については、（ア）～（イ）を記載してください。

5 住宅手当については、「2 証明期間」の範囲内で記載してください。また、（ア）～（イ）の金額を記載してください。

6 支払者が法人の場合は社印又は支払者を代表する者の印若しくは支払の事実を証明することができる者の印を、個人事業主の場合は当該事業主個人の印を押印してください。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に下記までお問合せください。

焼津市 企画部 移住定住課

電話番号：054-626-9411

E-mail：iju@city.yaizu.lg.jp